

メディアスクーリング 法学(日本国憲法)

【第6回】

平等権

1 憲法における平等の意義

- ・近代憲法は、個人の自由と並んで、個人間の平等を基本理念としている。
cf. アメリカ独立宣言：すべての人は平等に造られ、創造主によって、一定の奪いがたい天賦の権利を付与されている。
フランス人権宣言 1条：人は自由かつ権利において平等なものとして出生し、かつ生存する。
- ・古来より、平等には形式的平等と実質的平等という2つの形態があると考えられてきた。
※形式的平等 = 個人間の様々な差異を一切捨象して、一律に均等な条件で取り扱うこと。（=機会の平等 / 条件の平等）
※実質的平等 = 個人間の差異に配慮し、その差異の結果生じている格差を是正すべく、異なった条件で取り扱うこと。（=結果の平等）
- ・近代憲法の成立当初は、平等とは形式的平等を意味すると考えられていたが、社会国家の発展とともに、実質的平等の確保が重視されるようになっていった。

18～19世紀

↓

個人の自由な活動を保障するために、個人間の形式的平等を図ることを重視

19世紀末～20世紀前半

↓

資本主義の発達→社会的・経済的弱者の発生

20世紀～

↓

社会的・経済的弱者を保護するために、形式的平等と並んで、個人間の実質的平等の確保が重視されるようになる

・ただし、形式的平等と実質的平等のバランスをどのようにとるかについては、国によって、あるいはそのときの政権によって考え方方が異なる。

2 日本国憲法の平等規定

- ・日本国憲法は、14条1項において、法の下の平等という形で一般的な平等権を保障するとともに、24条で家庭生活における両性の平等、26条で教育の機会均等、44条で参政権の平等を定めている。
14条① すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。
24条① 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。
② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

26 条① すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

44 条 両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。但し、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によって差別してはならない。

3 日本国憲法上の平等の意味

- ・日本国憲法上の平等規定に関しては、そこに定められた「平等」が、形式的平等を意味するのか、実質的平等を意味するのかが問題となってきた。

◇学説(a)：相対的平等説（通説・判例）

- ・憲法が定める平等は、原則として形式的平等を意味する。
- ・したがって、憲法を根拠として、実質的平等の保障を要求することはできない。
- ・ただし、憲法が定める平等は、いかなる場合にも各人を絶対的に等しく取り扱わなくてはならないという絶対的・機械的平等を意味するのではなく、同一事情・同一状況のもとでは均等な取り扱いを要求するが、異なった事情・状況の下では、取り扱いに一定の差異を持たせることも許容するという相対的平等である。
- ・よって、憲法は、原則的には形式的平等を要求するものの、一定の範囲内であれば、取扱いに差異を設けることも認められる。

◇学説(b)：実質的平等説

- ・現代的な福祉国家・社会国家の理念は、実質的平等を要請しているので、憲法が保障する平等も単なる形式的な平等を越えて、国家権力による実質的平等の実現を意味すると解すべきである。
- ・したがって、憲法上の平等は、「不平等な取り扱いを受けない」という消極的性格を有するのみならず、実質的な平等状態を実現するために、国に対して一定の行為を行うことを請求する根拠になるという積極的性格を有する。

4 平等違反の判断基準

- ・憲法 14 条は法の下の平等を要求し、差別を禁止しているが、相対的平等説に立った場合、一定の範囲内であれば、取り扱いに区別を設けることもできる。そこで、憲法上認められる区別と、憲法上認められない区別（＝差別）とを、どのように区分するかが問題となる。
- ・この点について従来の通説・判例は、いわゆる合理性の基準説を採用し、憲法によって禁止される差別とは、不合理な区別のことであり、合理的区別（合理的差別）は許されるとし、「合理的」であるかどうかは、①区別を行う目的の正当性・合理性、および、②区別の態様・程度の合理性によって判断されるとしてきた。

◆判例①：尊属殺重罰規定事件最高裁判決（1973）

[概要]

- ・14 歳で実父に暴行され、その後 15 年間にわたって夫婦同然の関係を強いられて、父との間に 5 人の子どもをもうけた被告人が、職場の同僚との正常な結婚を望んだところ、父に監禁・暴行されたために、思いあまって父を絞殺したという事件。

- ・当時の刑法には、「自己又ハ配偶者ノ直系尊属ヲ殺シタル者ハ死刑又ハ無期懲役ニ処ス」（200条）と定めた尊属殺重罰規定があり、被告人もこれに基づいて起訴されたが、このような尊属殺重罰規定が、不合理な差別に当たるのではないかが争われた。
- ・最高裁は、この事件までは、子が親を尊重するという親子関係における道徳は、「人倫の大本」であるとして、旧刑法200条は合憲であると判断してきたが、この事件において判例を変更した。

[判旨]

- ・最高裁は、親の尊重という刑法200条の立法目的は合理的であるが、無期懲役か死刑に刑罰を限定するという刑の加重の程度が極端であるとして、同規定を違憲無効と判示し、この事件では、被告人に対し刑法199条の普通殺人罪を適用し、執行猶予判決を下した。

◆判例②：婚外子相続分差別規定事件最高裁決定（2013）

[概要]

- ・相続財産について、婚外子の相続分を嫡出子の2分の1と規定していた民法の規定が、不合理な差別に当たるのではないかが争われた事件。
- ・最高裁は、この事件までは、民法が法律婚主義を採用している以上、法律婚の尊重という民法の規定の立法目的には合理的根拠があり、婚外子の相続分を嫡出子の2分の1としたことも不合理とはいえないとして、同規定を合憲と判断してきたが、本判決において判例を変更した。

[判旨]

- ・最高裁は、国内外の動向や家族形態の多様化といった事情を総合的に考慮すれば、婚外子という本人にとっては自ら選択することができない事由に基づいて不利益を課すことは、もはや許されないとし、婚外子の相続分を2分の1とする民法の規定は不合理な差別に当たると判示した。

5 アファーマティブ・アクションの合憲性

- ・差別は、当事者の問題であると考えられてきたが、1980年代ごろから、差別の要因を個人の属性や境遇に求めるのではなく、社会構造に求める考え方方が有力になっている。
- ・そのような流れの中で、差別を解消するための政策として、アファーマティブ・アクションが発展していった。

※アファーマティブ・アクション（affirmative action：積極的差別是正措置）

= 差別を緩和・解消するために、社会的・経済的弱者など差別を受けやすい人びとを積極的に優遇する制度や政策を実施すること。ポジティブ・アクション（positive action）ともいう。

- ・日本においても、雇用における女性の優遇採用や、障害者雇用における法定雇用率の義務化といったアファーマティブ・アクションが実施されている。

●アファーマティブ・アクション是非

- ・アメリカでは、歴史的に差別を受けてきたグループ、とりわけ有色人種や女性に対して、大学入学や雇用などに際して優遇的な取扱いを行うというアファーマティブ・アクションが積極的に行われてきた。

- ・アファーマティブ・アクションの例
- { (1) クオータ制：大学入試や就職の際に、女性や障害者などに対し、優先的な受け入れ枠を設ける。
(2) 基準制：大学入試や就職の際に、女性や障害者などに対し、一定の加点を行ったり、選考基準を緩和したりする。

- ・しかし、近年、アファーマティブ・アクションをめぐっては、積極論と消極論が対立している。

